

都道府県労働局総務部長 殿

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

船員保険の被保険者である法人の代表者等に係る
特別加入手続の船員保険統合に伴う特例的扱いについて

特別加入の加入手続については、労働者災害補償保険法施行規則及び関係通達等によりその手続が規定されているところであるが、今般の船員保険統合に伴う加入申請手続について、通常の手続と同様の履行を求めることが必ずしも適当でない場合があることから、下記1の要件を満たす対象者（以下「特例対象者という。」）について、下記2以下の特例的な取扱いをすることとしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 特例対象者

以下の3つの要件をすべて満たす者

- ① 船員保険の被保険者であること
- ② 中小事業主等又は一人親方等に該当すること
- ③ 平成21年中に特別加入制度への加入の意思を明らかにしていること（平成21年の年末まで航海中であつた等の事情により、特別加入制度への加入の意思が不明である者を含む。）

2 上記の特例対象者に対する取扱い

(1) 特別加入手続

ア 特例対象者の把握と加入勧奨

(ア) 特例対象者の把握及び名簿の作成

平成 21 年 12 月 28 日に現在における加入勸奨の事跡を踏まえ、上記 1 に該当する者を把握するとともに、加入勸奨対象者名簿の項目「加入勸奨対象者の有無」が、「(加入勸奨) 対象者なし」及び、「事業廃止」である船舶所有者を除いた名簿を作成すること。

よって、名簿は「(加入勸奨) 対象者あり」(申請書受理分及び加入拒否分を含む)及び平成 21 年の年末まで航海中であつた等により加入の意思が不明である船舶所有者の一覧となる。

(イ) 加入勸奨

上記 1 の特例対象者について、平成 22 年 1 月 4 日以降速やかに特別加入申請書を提出するよう、文書で漏れなく指導し、特別加入制度への加入を明確に拒否することが明らかとなった者を除き、特別加入申請書を提出させること。

イ 特例対象者に対する遡及しての承認等

特例対象者については、以下のとおり遡及しての承認をして差し支えないものであるが、船舶に乗り組む時期の関係から遡及を希望しない場合は原則どおり取り扱うこと。

(ア) 中小事業主等

労働者について平成 22 年 1 月 1 日に保険関係が成立した場合には、特別加入の申請については、原則として平成 22 年 1 月 1 日付けで特別加入の承認を行って差し支えないこと。

(イ) 一人親方等

特別加入の申請については、原則として平成 22 年 1 月 1 日付けで特別加入の承認を行って差し支えないこと。

ウ 労働保険概算保険料申告書提出時の確認

上記 1 の特例対象者から労働保険概算保険料申告書が提出された時点で、特別加入申請書が提出されていない場合には、直ちに加入勸奨を行い、特別加入制度への加入を明確に拒否することが明らかとなった者を除き、特別加入申請書を提出させること。

(2) 保険給付に係る取扱い

上記 1 の特例対象者から業務災害又は通勤災害に係る保険給付の請求があつた場合には、特別加入の承認等の有無を確認し、保険給付の支給又は不支給の決定を行うこと。

また、保険給付の請求があつた時点において、特別加入の加入手続が完了してい

ない者に係る請求にあつては、上記の当該手続を完了させた上で、保険給付の決定を行うこと。

なお、船員の特別加入に係る事案について、不支給とするものは、必ず事前に本省補償課通勤災害係あてに報告を行うこと。

3 本省報告

(1) 上記2(1)ア(ア)の名簿

平成21年12月28日現在の状況を基に作成した名簿を作成し、平成22年1月8日までにメールにて本省補償課通勤災害係に報告すること。

(2) 上記1の特例対象者に係る特別加入申請書の提出状況等の把握と報告

上記(1)の名簿の全ての結果欄に提出時点現在における、特別加入申請書の提出状況区分及び明確な拒否の表示があった場合はその旨の入力を行い、また事跡欄にその他参考となる事項を記載の上、特別加入申請書の提出率が100%に達するまでの間、毎週月曜日に本省補償課通勤災害係までメールにて報告すること。